



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 6 3 号 令和 6 年 1 月 2 3 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 2	令和 5 年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
5 3	指定自立支援医療機関を指定した件	障がい福祉課
5 4	同	同
5 5	指定自立支援医療機関の指定を更新した件	同
5 6	同	同
5 7	同	同
5 8	指定自立支援医療機関の名称の変更について届出があった件	同
5 9	同	同

【病院局管理規程】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程	

徳島県告示第五十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七条第一項及び
第一百八条の規定により、令和五年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官
候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和六年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第八回	令和六年二月十三日（火曜日）まで	令和六年二月二十三日（金曜日）	筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

備考

1 筆記試験及び適性検査については、試験期日前にインターネットを利用する方法により受験するものとする。

2 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第八回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの
1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和六年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出

張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和六年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		名 称	株式会社デザインケア
所在地		所在地	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三八番二号
指定自立支援医療を行う訪問看護事業者		名 称	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション徳島
所在地		所在地	徳島市中前川町五丁目一〇一ルナ前川三〇三号室
担当する	医療の種類	育成医療（訪問看護） 更生医療（訪問看護）	
指 定	年 月 日	令和五年十月一日	

徳島県告示第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和六年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
株式会社ナーシーズ	徳島市丈六町丈領一七四番地の一四	ココロ調剤薬局上板店	板野郡上板町鍛冶屋原字西北原一七・一	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和五年五月 一日
プラスハロー株式会社	同 沖浜町明治開三四二	あおぞら薬局小松島店	小松島市前原町字東三七・四	同	同
有限会社エアーズ	同 佐古六番町六・二六	さこ調剤薬局	徳島市佐古六番町六・二六	同	同 一日 六月
株式会社あすなる薬局	鳴門市瀬戸町明神字鳴谷一二〇番地七	あすなる調剤薬局藍住	板野郡藍住町徳命字元村一六三番一	同	同 一日 七月
株式会社アップル調剤薬局	阿南市那賀川町赤池一七五・三	アップル調剤薬局富岡店	阿南市富岡町内町一五八番一	同	同 一日 八月
一般社団法人徳島県薬剤師会	徳島市中洲町一丁目五八番地一	徳島県薬剤師会調剤薬局	徳島市佐古八番町三番一六号	同	同 一日 九月

同	同	同	同	株式会社アインファーマシーズ	株式会社ウィズ・ワイ
同	同	同	同	北海道札幌市白石区東札幌五条二丁目四番三〇号	海部郡美波町日和佐浦一二番地三
アイン薬局池田店	アイン薬局北島店	アイン薬局上八万店	アイン薬局中島田店	アイン薬局昭和町店	おおざと薬局羽ノ浦店
三好市池田町シマハ三三、二	板野郡北島町中村字東堤内三三、一ハッピーハイツ北島一階	同 上八万町下中筋九。番一	同 中島田町三、五。	徳島市昭和町七丁目三六	阿南市羽ノ浦町宮倉前田二番地六
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同 十一月一日

徳島県告示第五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和六年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する 医療の種類	指定更新 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
医療法人住友内科病院	徳島市安宅二丁目三番五号	医療法人住友内科病院	徳島市安宅二丁目三番五号	育成医療（腎臓に関する医療） 更生医療（腎臓に関する医療）	令和五年五月一日
岡崎 誠司	同 川内町鈴江東三〇番地の九	岡崎内科循環器科	鳴門市鳴門町高島字中島一番地の一	同	同
同	同	同	同	育成医療（心臓脈管外科に関する医療） 更生医療（心臓脈管外科に関する医療）	同
社会医療法人川島会	同 北佐古一番町六番一	脇町川島クリニック	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南三九・二	育成医療（腎臓に関する医療） 更生医療（腎臓に関する医療）	同日 六月

徳島県厚生農業協同組合連合会	同 二号 五番一	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西 知恵島一二〇。	育成医療（耳鼻咽喉科 に関する医療） 更生医療（耳鼻咽喉科 に関する医療）	同 一日 八月
医療法人明和会	同 国府町早淵字北カシ ヤ五六番地一	医療法人明和会たまき 青空病院	徳島市国府町早淵字北カシ ヤ五六番地一	更生医療（腎臓に関する医療）	同 一日 十月

徳島県告示第五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和六年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		名 称	所 在 地
指定自立支援医療を行う訪問看護事業者		名 称	所 在 地
担当する	医療の種類	更新	
令和五年十二	月一日	更新医療（訪問看護）	
阿南市富岡町北通三三・一		訪問看護ステーション	阿南
徳島市北田宮一丁目三二九・一八		公益社団法人徳島県看護協会	

徳島県告示第五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和六年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指定更新
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	イオン薬局イオンスタイル徳島	徳島市南末広町四番一号	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和五年五月一日
株式会社アップル調剤薬局	阿南市那賀川町赤池一七五・三	アップル調剤薬局蔵本駅前店	同 蔵本町二丁目二七番地二七番	同	同
有限会社四国メディカルサポート	徳島市南田宮二丁目八番一号	ひかり薬局鳴門北店	鳴門市撫養町小桑島字前浜二〇〇	同	同
株式会社ファルコファーマシース	京都市左京区聖護院蓮華蔵町四四番地三	ファルコ薬局日野谷店	那賀郡那賀町大久保字大西一〇・一	同	同
あんど興産株式会社	徳島市大谷町紅葉山一九番地五	なな星調剤薬局	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南一二九・五	同	同 九月一日
株式会社ビッグウィン グファーマシー	勝浦郡上勝町大字正木字西浦一一・七	かみかつ調剤薬局	勝浦郡上勝町大字正木字西浦一一・七	同	同 十月一日

株式会社グローバル・ ファーマ	三好郡東みよし町昼間一四 六番地一	サンコー薬局半田店	美馬郡つるぎ町半田字中藪 二八。番地	同	同
株式会社アップル調剤 薬局	阿南市那賀川町赤池一七五 番地三	アップル調剤薬局中島 店	阿南市那賀川町中島四七七 番地一	同	同
有限会社エンゼル調剤 薬局	板野郡北島町中村字東堤ノ 内一九・九	エンゼル調剤薬局津田 店	徳島市津田本町一丁目一三 三三・一	同	同 月一日 十二
後藤 賢一	海部郡海陽町大里字浜崎一 。五	オーシャン薬局	海部郡牟岐町中村字山田一 五・四	同	同
株式会社アップル調剤 薬局	阿南市那賀川町赤池一七五 番地三	アップル調剤薬局庄町 店	徳島市庄町一丁目一番地四	同	同
同	同	アップル調剤薬局住吉 店	同 住吉四丁目五番五号 プリンスハイツーフ	同	同

徳島県告示第五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する 医療の種類	変 更
名 称	所 在 地	旧	新		
日本赤十字社徳島県支部	徳島市庄町三丁目二二番地一	徳島赤十字ひのみね総合療育センター	徳島赤十字ひのみね医療療育センター	育成医療（整形外科） 更生医療（整形外科）	令和五年四月一日

徳島県告示第五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者			指定自立支援医療を行う薬局		担当する 医療の種類	変更 年月日
名称	所在地	旧 名 称				
有限会社三谷薬局	徳島市幸町三丁目三七	三谷調剤薬局	三谷薬局	徳島市南内町二丁目七	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和五年十一 月一日

徳島県病院局管理規程第二号

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年一月二十三日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程（令和二年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中、「三十万八千六百円」を「三十万九千二百円」に、「四十二万三千八百円」を「四十一万四千五百円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和五年四月一日から適用する。